権利擁護（けんりようご）のそうだんコーナー

宍粟市社協の権利擁護相談担当弁護士をはじめ専門家による身近な相談Q&Aです。
日常生活の中の不安や疑問、質問をはがきやFAXで社協までお寄せください。
（〒671-4137宍粟市一宮町閏賀300　宍粟市社会福祉協議会　FAX 0790-72-8788）

Q　先般、裁判所から、私の父親の後見人に選任をされました。私は、具体的にどのようなことをしていけばよいのでしょうか。

A　裁判所から選任された後見人の職務としては、大きくは①財産管理、②身上監護、③職務内容の報告が挙げられます。

「①財産管理」については、選任されて最初に、ご本人の財産等を調査し、今後その財産をどのように管理していくのかの計画を立て、裁判所に報告する必要があります。そして、その後の日常的な金銭の収支を管理していきます。

「②身上監護」とは、ご本人の生活や健康、療養等のお世話をすることと言い、具体的には、ご本人の住居の確保や生活環境の整備、施設等への入退所の手続や契約の締結等を行います。もっとも、後見人の職務はご本人の生活全般にわたる法律行為（契約の締結等）を行うことで、必ずしもご本人を引き取って同居をしたり、直接的な身体介護をしなければならないというわけではありません。

「③職務内容の報告」に関しては、後見人は定期的に裁判所に対して、後見人として行った職務の内容を報告しなければなりません。その際には、預貯金通帳や経費の支出等に関する記録の提出も必要となりますので、日頃から管理状況等を適正に記録しておく必要があります。また、上記の身上監護に関しても報告の必要がありますので、生活状況等についても、把握しておかなければなりません。

【山田法律事務所（姫路市）　弁護士　立花 隆介】

暮らしの相談、お困りごとは社協へ！

社協の総合相談のお知らせ

心配ごと相談

山崎　宍粟防災センター
※法律専門相談
12月4日、11日、18日（金）
1月8日、15日（金）
午後1時30分～4時

一宮　センター三方
1月12日（火）
午後1時30分～4時

波賀　メイプル福祉センター
1月27日（水）
午後1時30分～4時

千種　千種保健福祉センター
1月13日（水）　※児童相談
午前10時～11時30分
1月19日（火）　※一般相談
午後1時30分～4時

結婚相談

1月9日（土）、21日（木）
宍粟防災センター
午後1時30分～4時

介護・福祉相談

毎週月～金曜日の午前8時30分～午後5時30分、常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受付けています。
お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。
※相談はいずれも無料です。
※市内にお住まいの方が対象です。